

熊本大学	令和元年七月十五日～八月九日	四十五名	熊本大学研究・産学連携部社会連携課 電話〇九六(三三二一)二〇三六
国立教育政策研究所	令和元年七月十九日～八月十二日	百二十名	国立教育政策研究所社会教育実践研究センター企画課 電話〇三(三三八三三)〇二四一
	令和二年一月二十日～二月十七日	百二十名	

二 受講者の選定の方法

受講者の選定は、講習を行う教育機関が、関係都道府県の教育委員会の関係職員及び文部科学省の関係職員等をもって構成する運営委員会の意見を聴いて行うものとする。

備考 受講の申込み手続は、各教育機関において行う。詳細は、各教育機関へ直接問い合わせること。実施細目の変更については、文部科学省又は各教育機関のホームページを参照すること。

〇経済産業省告示第十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十六条第一項第二号ロの指定をしたので、同法第五百五十九条第一項第二号の規定に基づき公示する。

令和元年六月七日

経済産業大臣 世耕 弘成

計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした外国製造事業者

指定番号	指定年月日	事業の区分の略称	外国製造事業者の名称	指定する工場又は事業場の名称及び所在地
〇一CNO七	令和元年五月二十九日	質量計第一類	上海石田電子衡器有限公司	上海石田電子衡器有限公司 中華人民共和国上海市浦东新区民雪路八十六号二幢

〇特許庁告示第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)の施行に伴い、商標法施行規則の規定に基づく光ディスクへの記録方式の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年六月七日

特許庁長官 宗像 直子

商標法施行規則の規定に基づく光ディスクへの記録方式の一部を改正する告示

商標法施行規則の規定に基づく光ディスクへの記録方式(平成二十七年特許庁告示第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1. 媒体 提出される光ディスクは、 <u>日本産業規格 X 6282</u> 又はX 6249に適合する直径120mmのものでなければならない。	1. 媒体 提出される光ディスクは、 <u>日本工業規格 X 6282</u> 又はX 6249に適合する直径120mmのものでなければならない。

4. ラベル等 光ディスクのデータ記録面と反対側の面(いわゆる「ラベル面」)に「商標法第5条第4項の物件」との表題を記し、さらに下記の項目に関する事項を記載しなければならない。記載する際には、各項目名に続いて、各項目に関する事項を記載する。

- (1) 「事件の表示」(出願番号、あるいは出願番号の通知がされていないときには「令和〇年〇月〇日提出の商標登録願」及び整理番号、国際商標登録出願にあっては「国際登録第〇〇〇〇〇〇号」又は「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号」、さらに、手続補正書により光ディスクを提出する場合には、出願番号等に加え、「令和〇年〇月〇日付け補正書」のように記載し、手続を特定すること。)
- (2) 「出願人の氏名又は名称」

附 則

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

〇国土交通省告示第百三十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三條の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和元年六月七日

国土交通大臣 石井 啓一

- 第1 起業地の名称 国土交通大臣
- 第2 事業の種類 一般国道158号改築工事(中部縦貫自動車道「大野油坂道路」・福井県大野市東市布11字北村地内から同市上半原11字街道上地内まで及び同市上野94字片岡地内から同市堂本25字石倉口地内まで)及びこれに伴う市道代替工事
- 第3 起業地
 - 1 収用の部分 福井県大野市東市布11字北村、東市布13字下道下、東市布14字洞、東市布15字下市布、東市布16字下モ下夕島、東市

4. ラベル等 光ディスクのデータ記録面と反対側の面(いわゆる「ラベル面」)に「商標法第5条第4項の物件」との表題を記し、さらに下記の項目に関する事項を記載しなければならない。記載する際には、各項目名に続いて、各項目に関する事項を記載する。

- (1) 「事件の表示」(出願番号、あるいは出願番号の通知がされていないときには「平成〇年〇月〇日提出の商標登録願」及び整理番号、国際商標登録出願にあっては「国際登録第〇〇〇〇〇〇号」又は「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号」、さらに、手続補正書により光ディスクを提出する場合には、出願番号等に加え、「平成〇年〇月〇日付け補正書」のように記載し、手続を特定すること。)
- (2) 「出願人の氏名又は名称」

布23字洞ノ谷、東市布24字サルバナ及び東市布18字中ノ瀬、上半原36字立岩、上半原1字田徳平、上半原2字立岩川原、上半原38字南深瀬、上半原5字木戸向、上半原6字番屋、上半原9字道場切、上半原7字周戸、上半原35字北深瀬及び上半原11字街道上、上野94字片岡、上野51字大門林、上野54字石畳、上野55字国江及び上野59字前田、七板76字狐岩、新塚原2字鎮西、新塚原1字宮本、新塚原8字緑ヶ丘、新塚原4字五郎丸塚及び新塚原9字一ノ沢、田野44字獅子岩、田野46字新北大門、田野26字上大門、田野29字西大門及び田野141字健蔵、上麻生嶋18字大將軍、上麻生嶋15字薬師、上麻生嶋11字広面、上麻生嶋10字横田及び上麻生嶋9字木草、下麻生嶋17字東馬洗、下麻生嶋4字薬師、下麻生嶋3字大將軍、下麻生嶋14字横田、下麻生嶋27字墓ノ町、下麻生嶋38字東柳島及び下麻生嶋32字上円通寺、川嶋3字東久保並びに堂本9字中川原、堂本27字青島、堂本24字下稲葉、堂本23字両岸田及び堂本25字石倉口地内